

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（学校関係者評価）

第5条 協議会は、対象学校自らが行う学校運営の評価の透明性及び客観性を向上させるため、世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第26条第2項に規定する学校関係者評価を行うものとする。

第6条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「10人以内」を「8人程度」に改め、同項ただし書中「16人」を「14人」に改める。

第7条（見出しを除く。）を次のように改める。

第7条 委員の任期は、2年とし、連続して2回まで任用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる者が委員となる場合の任期は、2年とし、連続して4回まで任用することができる。

3 委員が第1項又は前項に定める任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、第1項又は前項に定める任期とする。

4 前項に定めるもののほか、委員が法第47条の5第2項第2号に規定する委員たる要件を、当該委員の児童又は生徒の卒業によって欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、前条第1項第4号に該当する者として第1項に定める任期とすることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第7条の規定は、施行日以後に任命する委員の任期について適用し、施行日前までに任命された委員の任期については、なお従前の例による。